

小樽市新総合体育館整備事業者選定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

(業務名称)

第1条 小樽市新総合体育館整備事業者選定支援業務

(目的)

第2条 本市においてスポーツ活動の中心的役割を果たす小樽市総合体育館は、日々、多くの市民が利用する施設であるとともに、災害時には多くの人員を収容する指定避難所であるにもかかわらず、耐震性能が旧基準のままであり、バリアフリー化も不十分である。また、平成19年6月に旧室内水泳プールが廃止されて以来、市内中心部に市営プールが無い状態が続いている。

こうしたことから、本市は、令和6年2月に「小樽市新総合体育館基本計画」を策定し、事業方式については、小樽市PPP/PFI導入検討委員会において検討した結果、デザインビルド方式(以下、「DB方式」という。)を採用したところである。

このDB方式で小樽市新総合体育館整備事業を実施する事業者の選定、契約までの様々な作業や手続きについて、コンサルタント事業者の支援を得るため、豊富なマネジメント能力を有し、同種業務の実績を有する事業者を対象に公募型プロポーザル方式により選定を行うものである。

(業務内容)

第3条 業務内容については、下記のとおりとし、詳細は別紙仕様書を参照すること。

- (1) 民間事業者募集に係る書類の作成(募集要項、要求水準書など)
- (2) 質問回答書の作成
- (3) 説明会の運営支援
- (4) 予定価格の算定
- (5) 選定委員会、庁内検討会議の運営支援
- (6) 契約の締結支援
- (7) 打合せ協議、報告書作成 など

(委託料の上限額)

第4条 委託料の上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、次のとおりとする。なお、提案に際しては、年度ごとに当該上限額の範囲内で提案額を提示するものとする。

令和6年度 28,000,000 円

令和7年度 9,000,000 円

総 額 37,000,000 円

(履行期間)

第5条 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(日程)

第6条 公募の日程については、下記のとおりとする。

- (1) 公募開始(実施要領等配布) 令和6年3月25日(月)
- (2) 質問の受付期限 令和6年4月1日(月)正午
- (3) 質問の回答 令和6年4月3日(水)
- (4) 参加申込書の提出期限 令和6年4月11日(木)午後3時

(5) 参加資格結果通知	令和6年4月12日（金）
(6) 提案書の受付期限	令和6年4月18日（木）
(7) ヒアリング審査の実施	令和6年4月下旬
(8) 選考結果の通知、見積書の依頼	令和6年5月上旬
(9) 契約締結	令和6年5月中旬

（参加資格の要件）

第7条 当プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていること。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(1) 指名要件（次の①～③のすべてに該当していること。）

① 国土交通省の建設コンサルタント登録制度において、「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。

② 小樽市、札幌市のいずれかに本社・支社・営業所等を有していること。

③ 過去10年間に体育館又は水泳プールにおける同種業務（整備事業者選定支援業務）の履行実績があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 提案書類の提出期限において、小樽市の指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。

(5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

（参加等の制限）

第8条 支援事業者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、または、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する小樽市新総合体育館整備事業に関する設計業務の受託者及び工事の受注者になることはできない。

（質問及び回答）

第9条 当プロポーザルに関して質問事項がある場合は、所定の質問書（様式4）に簡潔に要旨を記載のうえ、電子メールに添付し提出すること。なお、質問の受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けない。（送信後は確認のため電話連絡すること。）また、質問と回答は本市ホームページに掲載するため、公開不可能な内容を含む質問はできない。

(1) 質問の受付期間

第6条で示す期限（令和6年4月1日（月）正午必着）までに提出すること。

(2) 提出先

小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課

電子メールアドレス syogai-sports@city.otaru.lg.jp

(3) 小樽市教育委員会からの回答

質問書への回答については、第6条で示す期限（令和6年4月3日（水））までに行う。なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について本市ホームページに掲載する。

（提出書類）

第10条 提出書類については、本市ホームページからダウンロードし、(1)～(11)の書類について、(1)及び(3)から(8)は1部、(2)及び(9)から(11)は9部を、第6条で示す期限（(1)～(8)の書類については、令和6年4月11日（木）午後3時必着、(9)～(11)の書類については、令和6年4月18日（木））までに、郵送又は持参により、小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課に必要な部数を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 同種業務実績表（様式2）
- (3) 第7条の①及び②を証明する書面の写しなど
- (4) 誓約書（様式3）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可。参加申込書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。参加申込書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（「その3、その3の3」のうち1種類、写し可。参加申込書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- (9) 提案書
様式は任意とするが、A4縦長横書き左綴じとし、片面8ページまでとする。また、提案内容は以下の内容をすべて記載すること。
 - ① 業務遂行における作業計画（作業開始は令和6年5月、入札公告を令和7年1月、契約の締結は令和7年9月に想定）
 - ② 本業務に取り組む体制（配置予定の職員が有する資格や経験等）
 - ③ 事業スキームにおける選定委員会の関わり方
 - ④ 民間事業者のノウハウ（運営・維持管理を含む）を活用できる要求水準書作成に向けた考え方
 - ⑤ 事業費の積算及び事業費圧縮に向けた考え方
- (10) 見積書及び内訳書
- (11) その他PR資料（同種業務の実績が分かる資料など）

（審査方法）

第11条 関係部局の職員で組織する評価選定委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を行う。審査では別添の評価基準表に基づき提案内容の評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に契約交渉順位を定める。なお、評価点の合計が同点となるものが2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(1) 審査基準

別添の評価基準表のとおり

(2) 事前審査の実施

参加申込書の受付終了後、申請者が第7条に定める参加資格の要件に適合するか審査し、結果を第6条で示す期限（令和6年4月12日（金））までに通知する。また、この際に、ヒアリング審査の日時、会場についても併せて通知する。

(3) ヒアリング審査

提案書類等を基に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、ヒアリングを実施し審査を行う。本業務に従事する者が主にプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。（1提案者につき発表20分＋質疑応答10分程度）なお、ヒアリングに参加しない事業者は、申込みを取り下げたものとみなす。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに審査対象の全事業者に対して、電子メールで通知する。

(5) 契約の締結

契約交渉順位第1位に選定された事業者と契約締結の協議を行い、所定の手続を経て委託契約を締結する。なお、辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次点の契約交渉順位者を契約締結候補者とする。

(その他)

第12条

- (1) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加及び差替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提案書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (7) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、評価選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 当プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、当プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (10) 審査結果に関する問合せには一切応じない。

(問合せ・連絡先)

第13条

〒047-0034 小樽市緑3丁目4番1号

小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課 近藤、久保田

電話：0134-32-4111（内線 7556）

ファクス：0134-33-6608

メールアドレス：syogai-sports@city.otaru.lg.jp